

## 新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業等について

### 1 これまでの経緯等について

県立学校については、3月2日から3月24日までの間、国からの要請を受けて臨時休業を実施したところであり、新年度は感染症対策を徹底した上で、4月8日前後から再開する予定としていた。

また、市町村立学校については、市町村教育委員会に対して、県立学校の対応等も参考に適切に対応するよう促した結果、ほぼ全ての学校で臨時休校が実施され、新年度の学校再開に向けて準備が進められていた。

### 2 学校の臨時休業等に係る考え方について

#### (1) 文部科学省「臨時休業の実施に関するガイドライン」における考え方

「感染拡大警戒地域」においては、時差登校や分散登校のほか、首長の外出自粛要請などに合わせての一斉臨時休業の検討の必要性が示されている。

#### (2) 県教育委員会の臨時休業等に係る考え方

##### ① 県立学校について

文部科学省のガイドラインを踏まえると、本県は現状、一斉臨時休業の検討が求められる地域ではないと考えられるが、以下の点から、県立学校に通学する児童・生徒の安全を考慮し、下記3及び4のとおり、臨時休業等を実施することとしたもの。

- ・仙台市を中心に新型コロナウイルス感染者が急増していること
- ・感染が拡大している地域から年度替わりに伴う転入による感染者が確認されていること
- ・これらを受けて、知事及び仙台市長から外出自粛などが呼びかけられたこと
- ・県立学校の通学区域が広域となっており、仙台市の周辺など地域を区切つての対応が困難であること

##### ② 市町村立学校について

市町村については、感染者が確認された地域と確認されていない地域があるなど状況がそれぞれ異なることや、通学区域が狭く、徒歩通学も多いなど、県立学校に比べ感染リスクが低い学校があるものと考えられることから、臨時休業等の対応については、県内一律の対応とせず、文部科学省のガイドライン等を踏まえ判断するよう促したもの。

なお、今後も市町村教育委員会が適切な対応を図れるよう、県教育委員会の対応や考え方等について引き続き情報共有しながら、助言等を行っていく。

### 3 県立学校（県立特別支援学校を除く。）の対応について

#### （1）臨時休業等について

年度替わりに伴う転入による感染状況の推移を踏まえ判断する必要があることなどから、春休み明けから4月14日（火）までの期間を臨時休業とした。

#### （2）入学式及び始業式について

入学式や始業式は、児童・生徒や保護者が、新たな担任やクラスメイトを含め学校との関係を構築する機会でもあることから、分散開催や規模の縮小を検討の上開催できることとするが、臨時休業明けまで延期することも可とした。

なお、大人数が密集する形となる式典は行わないこととし、生徒、保護者がそれぞれ別の教室などに入り放送を活用するほか、手洗いや咳エチケットの推奨、アルコール消毒薬の措置、こまめな換気を行うなど、実施に当たっては感染拡大防止策を徹底することとした。

### 4 県立特別支援学校の対応について

特別支援学校の児童・生徒においては、健康状態の把握により慎重な対応が必要であることなどから、春休み明けから4月19日（日）までの期間を臨時休業とし、入学式や始業式の開催も4月20日（月）以降とした。

なお、児童・生徒の居場所確保のため、臨時休業中もスクールバス、給食は通常通り運行・実施し、登校を希望する場合は登校可とした。

### 5 その他

- ・ 県立学校の臨時休業の期間については、県内の感染状況を見ながら、更に検討する予定。
- ・ 臨時休業を行わず、春休み明けから学校を再開する市町村は2市7町（4月8日午後5時現在）  
石巻市，東松島市，蔵王町，七ヶ宿町，丸森町，山元町，色麻町，加美町，女川町